## O 建設雇用改善助成金支給要領 <抜粋>

平成 16 年 3 月 1 日 要 領 第 5 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日要領第 77 号 平成 17 年 3 月 31 日要領第 3 号 平成 17 年 4 月 1 日要領第 14 号 平成 17 年 10 月 1 日要領第 23 号 平成 18 年 4 月 3 日要領第 13 号 平成 19 年 4 月 23 日要領第 2 号 平成 19 年 10 月 1 日要領第 63 号 平成 20 年 4 月 1 日要領第 9 号

独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書(平成 16 年業務方法書第 1 号。以下「方法書」という。)第7条の規定による建設雇用改善助成金は、この要領により支給するものとする。

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 建設教育訓練助成金(第7条)
  - 第1節 第1種の助成金(第8条-第9条)
  - 第2節 第2種の助成金(第10条-第11条)
  - 第3節 第3種の助成金(第12条-第13条)
  - 第4節 第4種の助成金(第14条-第15条)
  - 第5節 手続き等(第16条-第29条)
- 第3章 建設事業主雇用改善推進助成金(第30条-第40条)
- 第4章 建設事業主団体雇用改善推進助成金(第41条)
  - 第1節 第1種の助成金(第42条-第43条)
  - 第2節 第2種の助成金(第44条-第45条)
  - 第3節 手続き等(第46条-第54条)

#### 附則

第1章 総則 (略)

第2章 建設教育訓練助成金

(建設教育訓練助成金の区分)

第7条 建設教育訓練助成金(以下この章において「助成金」という。)は、第1種、第2種、第3種 及び第4種の助成金に区分する。

第1節 第1種の助成金~第3節 第3種の助成金 (略)

第4節 第4種の助成金

(支給要件)

- 第 14 条 第4種の助成金は、次の各号のいずれかに該当する建設事業主に対して支給するものとする。
- (1) その雇用する建設労働者に認定訓練を受けさせ、当該認定訓練を受けさせる期間、当該建設労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払う中小建設事業主であって、雇保則第 125 条第 1 項の訓練等支援給付金(以下「訓練等支援給付金」という。)(同条第 2 項第 1 号イに該当する場合に係るもの(中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。)に限る。次条において同じ。)の支給を受けるもの

#### $(2) \sim (3)$ (略)

(支給額)

- 第15条 第4種の助成金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。
- (1) 認定訓練を受けさせた場合 認定訓練を受けさせた建設労働者1人につき、当該建設労働者に受けさせた次のイの表の左欄に掲げる訓練の種類に応じ同表の右欄に掲げる日額(前条第1号に規定する通常の賃金の額に相当する額として次の口に定める式により算定した額から訓練等支援給付金の額を支給の対象となった日数で除して得た額を控除した額が、当該日額を下回るときは、当該控除した額)に、当該認定訓練を受けさせた日(訓練等支援給付金の支給の対象となった日に限る。)の数を乗じて得た額とする。

## イ 1人当たりの日額表

				訓	練	め	種	額				日	額
準	通	職	業	訓	練	普專	修	通 訓	課 練	課	程程	4, 400	<b>I</b>
						短		期	課		程	7, 000	Ч
-#4-	度	職	-35%-	#inf	9 de	專		闁	課		程	4, 400	ŋ
高	及	相称	業	訓	練	専	闁	短	期	課	程	7,000	円
指	導	j	1	訓	練	研		修	課		程	7, 000	Ч

ロ 通常の賃金の額に相当する額の算定式

(前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額) (前年度1年間の1ヶ月平均雇用保険被保険者数)×(年間所定労働日数)

 $(2) \sim (3)$  (略)

第5節 手続き等

第16条~第19条 (略)

(支給の請求)

第 20 条 第 1 種、第 2 種、第 3 種及び 第 4 種の助成金の支給を受けようとする建設事業主等に対しては、建設教育訓練助成金支給請求書(以下この節において「支給請求書」という。)であって、次の各号に定めるものを、当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところにより、原則として認定申請書を提出した担当センター統括所長に提出させることとするが、必要とする場合は支給請求に係る措置を実施した事業所の所在地を業務担当区域とする担当センター統括所長に提出させることができるものとし、受給資格認定を要しない助成金については事業所の所定地を業務担当区域とする担当センター総括所長に提出させるものとする。

 $(1) \sim (7)$  (略)

(8) 認定訓練に係る第4種の助成金の支給を受けようとする場合 訓練等支援給付金の支給の決定 のあった日から原則として1月以内に建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求書(建助様式第18号)を提出させる。ただし、第1種の助成金の支給を受ける中小建設事業主等が行う認定訓練にその雇用する建設労働者を派遣する中小建設事業主に対しては、当該建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求書を第1号により第1種の助成金に係る支給請求書を提出する中小建設事業主等を経由して提出させることができる。

 $(9) \sim (10)$  (略)

2 支給請求書の提出部数は、1部とし、助成金の種類ごとに定める書類を添付させるものとする。

以下 (略)

## 表 1 - (2) -11 建設教育訓練助成金 (第4種認定訓練) 支給要件の関連条文

○ 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号) < 抜粋>

最終改正: 平成21年6月8日厚生労働省令第121号

雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 及び雇用保険法施行令 (昭和 50 年政令第 25 号) の規定に基づき、並びに同法 及び同令を実施するため、雇用保険法施行規則を次のように定める。

第四章 雇用安定事業等

第一節 雇用安定事業

第 121 条~第 124 条 (略)

第二節 能力開発事業

(キャリア形成促進助成金)

第 125 条 キャリア形成促進助成金は、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開

発能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金とする。

- 2 訓練等支援給付金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
  - 一次のいずれかに該当する事業主であること。
    - イ次のいずれかに該当する事業主であること。
    - (1) 次のいずれにも該当する事業主であること。
      - (i) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した職業能力開発促進法第 11 条第 1 項に規定する計画(以下この条において「事業内職業能力開発計画」という。)をその雇用する被保険者に周知させる事業主であって、当該事業内職業能力開発計画に基づき年間職業能力開発計画(職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。以下この条において同じ。)、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、キャリア・コンサルティング(職業能力開発促進法第 10 条の 3 第 1 号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下この項及び附則第 17 条の 7 第二項において同じ。)その他の職業能力開発に関する計画であって一年ごとに定めるものをいう。以下この条及び附則第 17 条の 7 第二項において同じ。)を作成し、及びその雇用する被保険者に周知させるものであること。
      - (ii) 年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に専門的な知識若しくは技能を 追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは 技能を習得させることを内容とする職業訓練(以下この項及び附則第17条の7第四項に おいて「対象職業訓練」という。)を受けさせる事業主(当該対象職業訓練を受ける期間、 当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事 業主に限る。)であること。
      - (iii) 職業能力開発推進者 (職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者をいう。第125条の3において同じ。) を選任している事業主であること。
      - (iv) 厚生労働大臣が定める書類を整備している事業主であること。
      - (v) 中小企業事業主であること。
    - (2) (1)(iii)及び(iv)に該当する事業主であって、次のいずれにも該当する者である こと。
      - (i) 事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者又は被保険者になろうとする者(以下 この項及び附則第17条の7第二項において「被保険者等」という。)に周知させる事業主 であって、当該事業内職業能力開発計画に基づき年間職業能力開発計画を作成し、及び被 保険者等に周知させるものであること。
      - (ii) 年間職業能力開発計画に基づき、被保険者等に対象職業訓練を受けさせる事業主(当該対象職業訓練を受ける期間、当該被保険者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること。
      - (iii) 労働協約又は就業規則の定めるところにより、被保険者等であって、次のいずれかに 該当する者(以下「対象短時間等労働者」という。) に高度な技能及びこれに関する知識 を習得させるための職業訓練等又は通常の労働者への転換(当該対象短時間等労働者が当 該事業主又は他の雇入事業主(当該事業主により、総社員又は総株主の議決権の過半数を

占められている他の事業主をいう。以下この号において同じ。)の事業所において期間の 定めのない労働契約を締結する通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下この 号において同じ。) に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等(以 下この項において「対象短時間等職業訓練」という。)を受けさせる事業主(当該対象短 時間等職業訓練を受ける期間、当該対象短時間等労働者に対し所定労働時間労働した場合 に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること(厚生労働大臣の定め る期間内に、職業能力高度化支援制度(事業主が、対象短時間等労働者に高度な技能及び これに関する知識を習得させるための職業訓練等を受けさせ、かつ、これにより習得され た技能及びこれに関する知識についての評価等を行う制度であって、労働協約又は就業規 則により設けられているものをいう。以下この号において同じ。)又は通常労働者転換制 度(事業主が、対象短時間等労働者に期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者 への転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等を受けさせ、 かつ、期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者への転換を行う制度(当該対象 短時間等労働者が他の雇入事業主の事業所において期間の定めのない労働契約を締結す る通常の労働者として雇い入れられる場合にあっては、その旨定めている場合に限る。) であって、労働協約又は就業規則により設けられているものをいう。以下この号において 同じ。)を導入した事業主の事業所において、当該期間内に当該職業能力高度化支援制度 が適用された対象短時間等労働者又は当該通常労働者転換制度が適用された若しくは適 用されることが見込まれる対象短時間等労働者が生じる場合に限る。)。

- (イ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に当該期間の定めのない労働契約を締結している労働者と同種の業務に従事する通常の労働者がいる場合にあっては、当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である労働者
- (ロ) 期間の定めのある労働契約を締結している労働者
- (3) (1)(iii)及び(iv)並びに(2)(i)及び(ii)に該当する事業主であって、新たに雇い入れた被保険者等に職業能力開発促進法第二十六条の五第一項に規定する認定実習併用職業訓練(以下この項及び附則第17条の7第二項において「対象認定実習併用職業訓練」という。)を受けさせる事業主(当該対象認定実習併用職業訓練を受ける期間について当該被保険者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること。

# 図1-(2)-2 建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求書の添付書類

(支給申請書 表面)

(建助様式第 18 号) 建設教育訓練助成金(第 4 種 認定訓練)支給請求書 (長期訓練・短期訓練) <sup>独立行政法人雇用・能力開発機構</sup>												
	センター	統括所長		を受けた	・いので諦求	1. <b>‡</b> -₹			(音響	<b>求年月日)</b> 平	成 年	月
	① フリダヤ小建設事業	· + )					***************************************	8	③ 事		内 #	
蹐	(フリス 代表者の役職名 所 在		Ŧ						雇用保険適用 事業所番号			
	)) 1 <u>1</u>	25		(電話				) 🗖	業 種			
求	代理人が代表者の役職		   <del>-</del>					9 ,	常用勞働者		人 (	人)
者	代表者の役職名 .所 在	が代名 地		(電話				) =	資本金 出資総額			万
	②担当者の職名	及び氏名	イ職名		口 氏名			水	雇用保険料率	1,000分の	ndirekteninsi ekonominen erektere ere	···········
		イ取	引金融機関店舗名		銀行	r̄	支	店へ	建設業許可番号	大臣 知事		
4	送金先	口預	金の種類・番号	当月	No.			Ъ	雇用管理責任者の 氏名及び員数		4	tt.
		八 名	フリガナ 義 人 タ					1	¥業を実施するに −機関からの補助の			無
(5)	実施認定訓練	施設の共同	・単独の区分		共 同	· 単	独	過去有	3 年間の不正受	給の無	有·	無
6	認定訓練の種類	<b>g</b>		通職	業訓練	ŧ	2:萬	度 職 茅	<b>削練</b> 3:	指導員	訓練)	
<b>Ø</b>	氏 名	<b>到</b> :	東課程 又	東科目 は - ス名	訓練期間 又 は 訓 練 日	受講日数	「キャリア) 賃金助成額 2号) (6) ①の1 金助成額 > 数 × 御輔 成率の密膜	均賃金日額 形成促進助成金 第次上間(様式第 時間当たりの質 (を 5) (3) の時間 時支援給付金 以 事 表 前切上げ)	時 諸級内影響(資金助成) □ (株式 7 号-5) □ 「5」の1人あたりの質金数	「A 対象平均質金 日額と 「B 訓練等支援給 付金のB級」	1月当た りの助成 金 額	請求帮
実	3					В	1		р р	P	Pij	
	2					E	ļ		F3 [2			
施	3					8	ļ		FI P			
報	5			<del></del>		B		~~~~~~~	H P			***************************************
告	6					B		·	P P	1 17	P3	
	7					В			P P	P. P.	円	······································
	8					В			<b>Д</b>	3 P	円	
	Ž.					/						
	······································			裁	#M				受 理 年 月	日 平成	年	月
*	統括所長	次長	総務課長	課長	経理係長		係長	起案者	超 案 年 月			月
処理									支給(不支給) 決定		年	月
堪欄		ĺ							支給決定		***************************************	
TRU	1		1		1	1	- {		7 7 7 7 7			<u> </u>

## 建設教育訓練助成金(第4種 認定訓練)の支給請求について

#### 1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金(第4種 認定訓練)支給請求書(以下「請求 書」といいます。)は、中小建設事業主がその雇用する建設労働者(雇用 保険の被保険者に限られます。)に認定訓練を所定労働時間内に受けさせ、 その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃 金の額以上の額の賃金を支払った場合に、訓練等支援給付金(中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に限ります。以下「訓 練等支援給付金」といいます。)の支給の対象となった日について支給さ れる第4種の助成金の支給請求を行うときに独立行政法人雇用・能力開発 機構(以下「機構」といいます。)に提出するものです。
  - (2) 前記1/の「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜 の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日 平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。
  - (3) この請求書は、訓練等支援給付金の支給決定のあった日から原則として1ヶ月以内に機構の都道府県センターに1部提出して下さい。 (郵送でも結構です。)
  - (4) 第4種の助成金の1人1日当たりの助成金の額は、認定訓練を受けさせた日に通常支払われる賃金相当額として別に定めるところにより算定した額から、訓練等支援給付金の支給対象日数1日あたりの額を控除した額とし、訓練の種類により定める次の限度額とのいずれか低い額とします。

訓	練の	種類			日 額
普通職業訓練	普事	修訓	練課	程程	4,400円
	短	期	課	程	7,000円
nic stands we make	專	門	課	程	4,400円
高度職業訓練	卓	門短	期課	程	7,000円
指導員訓練	研	修	課	程	7,000円

- (5) 中小建設事業主が第1種の助成金の支給請求を行うときは、この請求書 によりその雇用する建設労働者に係る第4種助成金の支給請求を一括して 行って下さい。
- (6) その雇用する建設労働者に中小建設事業主の団体又はその連合団体(以下「中小建設事業主の団体等」といいます。)が行う認定訓練を受けさせた中小建設事業主の団体等の構成事業主(以下「構成事業主」といいます。)が第4種の助成金を支給請求する場合は、中小建設事業主の団体等を経由して請求書を提出して下さい。
- (7) この請求書には、「キャリア形成促進助成金支給申請書」等の写し、「キャリア形成促進助成金支給快定通知書」の写し、当該認定訓練のカリキュラム、労働保険料の「納付書・領収書」(写)、「労働保険料領収書」(写)及びその他センター総括所長が必要と認めるものを必ず添付して下さい。
- (8) 経理事務(建設業経理事務士に係る副練(は除く。)、営業販売的な要素 を持つものは、本助成金の支給対象としません。

#### 2 記入上の注意

- (1) ①「請求者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び 氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、請求者が代理人の場合、「請 求者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在 地を記入(押印不要)した上、請求者の記名押印等をして、委任状(任意様 式) (等) を添付して下さい。
- (2) (3) 「事業内容」 欄は次により記入して下さい。
  - イ ロ「業種」欄は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
  - ロ ハ「常用労働者」棚は、当該企業の常用労働者数を、また、( ) 内に は当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。

なお、常用労働者とは、常時使用する労働者として雇い入れられた者であり、 短時間就労者、臨時に期間を定めて雇用される者、日々罹い入れられる者、季 節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等(当該事業主式絡続して2 ヶ月以上雇用されている者及び継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者を除く。)を除きます。

- ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給請求時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等 に関する法律(昭和51年法律第33号)第5条第1項に規定する雇用管理責 任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。

- (3) ③ 「送金先」 欄の口は、当座又は、普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (4) ⑤ 「実施認定訓練施設の共同・単独の区分」 欄は、該当するものを〇印で 囲んで下さい。
- (5) ⑥「認定訓練の種類」概は、〇の中に該当する番号を記入して下さい。
- (6) ⑦「実施報告」欄は、次により記入して下さい。
  - イ 「副線科名又はコース名」欄は、建築科、板金科等訓練科の名称を記入 して下さい。また、管理監督者課程については、第1科第2科等と訓練科 の名称を記入して下さい。
  - ロ 「受解日教」欄は、訓練等支援給付金の支給の対象となった日数を記入 して下さい。
- ハ 「A 対象平均質金日額」の算定で、計算式の「×訓練等支援給付金助 成金の割戻率」は、訓練等支援給付金で訓練内容ごとの助成率を割り戻し た数値となること。(例えば、助成率「2分の1」の場合、割戻率は「2」 となること。)
- ニ 「1日当たりの助成金額」欄は、上記1の(4)の額を記入して下さい。
- ホ 「請求額;欄は、「受講日数」に「1日当たりの助成金額」を乗じて得た額を記入して下さい。
- (7) ※印欄は記入しないで下さい。

## 3 その他

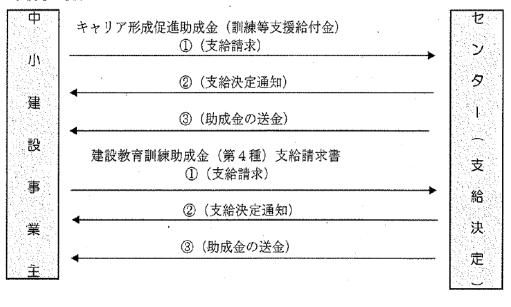
- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
  - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
  - ロ 過去3年間ご配用保険三事業ご係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 中小建設事業主の団体等を経由して請求書を提出した構成事業主の第4 種の助成金は、支給請求を行った構成事業主に対して直接機構から送金さ れます。
- (3)機構は、この助成金に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (4) 助成金の支給に関して機構に提出した請求書等の写し、労働者名籍、質金台帳及び就業規則、労働契約普又は雇入通知書の写しを支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (5)偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (6) 助成金について不明な点がありましたら、最寄りの機構の都道府県センターにお問い合わせ下さい。

## 図1-(2)-3 建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求手続の流れ

## ◇◇第4種 認定訓練◇◇

訓練等支援給付金(認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る。)の支給決定のあった日から原則として1ヵ月以内に、建設教育訓練助成金(第4種 認定訓練)支給請求書(建助様式第18号)及び必要書類等を一式、支給請求される方の所在地を担当するセンターに提出して下さい。

#### 手続きの流れ



(注)(独)雇用・能力開発機構の資料による。

## 表 1 - (2) -12 学生職業センター等における学生等の就職支援事業の実施内容

#### 大学生等に対する就職支援事業実施要領<抜粋>

- 第1 大学等が行う就職指導に対する支援の実施 (略)
- 第2 未内定学生に対する就職支援の実施
  - 1 趣旨

大学生等については、就職活動の早期化・長期化の状況が見られる中で、早期に就職内定を得る学生が存在する一方、年度を通じて就職内定を得ることが困難な学生も存在する、といった二極化の傾向がみられるとともに、大学生等の中には年度途中で就職活動を諦めてしまう者等も見られる状況にある。

こうした現状を踏まえ、大学生等における就職促進を図る観点から、学生職業センター等が中心となって大学等とも密接な連携を図りつつ、未内定学生に対する就職支援を実施する。

#### 2 実施主体

学生職業センター等が中心となり実施する。

## 3 対象者

主に、卒業年度の年度後半時点において就職内定を得ていない学生(以下「未内定学生」という。)を対象とする。(主に大学生、短大生を対象とするが、専修学校生等就職支援が必要な者を適宣対象として差し支えない。)

## 4 事業内容

- (1)「学生職業総合支援センター情報データベースシステム」 の機能を活用した就職支援の実施 未内定学生に対するマッチングを効率的かつ効果的に実施する観点から、学生職業相談センター等においては、「学生職業総合支援センター情報データベースシステム」 に係る以下 の機能について、求人者や大学生等に対して説明、周知を行うとともに、これらの機能を活用した就職支援を実施する。
  - ① 地方企業のPR等を行うための求人情報等の発信・検索機能
  - ② 学生が企業に応募・PRするための求人企業へのエントリー機能
  - ③ 希望する未内定学生の自己PR情報等を企業が閲覧できる求職者情報の発信・検索機 能
  - ④ 求人企業が未内定学生等に当該企業の応募等を促進するためのリクエストメール発信 機能
- (2) 未内定学生に対する個別の就職支援の充実強化等

未内定学生については、就職活動の意欲が低下している者、就職に当たり職業選択が定まっていない者等が見られるところであり、こうした者を就職に結びつけていくためには、求人情報を提供するだけではなく、個々人に対するカウンセリングなどきめ細かな個別の就職支援を行うことが必要である。

このため、学生職業センター等を中心として、上記(1)に掲げたシステムの機能も十分に活用しつつ、特に、一定期間以降において未内定となっている学生を重点に置いて、個別にきめ細かな就職支援を行い、その就職の促進を図ることとする。

① 大卒等求人に対するフォローアップの実施

学生職業センター等で受理した大卒等求人については、その充足状況を確認し、未充足となっている求人に対しては、未内定学生とのマッチングの可能性を高める観点から、求人者に対して未充足となっている原因や学生の就職動向に係る情報提供や求人充足に向けたアドバイス等を行う。

また、学生に対して積極的に情報提供・PRすることにより求人充足の可能性が高まる場合については、上記(1)の機能を活用し、学生に対して積極的に求人情報をPRする、又は学生に対してリクエストメールを発信する等の取組みを行うことを求人者に勧奨することを通じ、求人充足を図る。

- ② 未内定学生に対する個別の就職支援の実施
  - ア 学生職業センター等においては、上記第1に掲げた大学に対する支援と相まって、学生 職業センター等の利用に関する大学生等への周知・広報について、大学等に協力を依頼する。

また、学生職業センター等としても、大学等と密接に連携・連絡しながら、未内定者の 把握や学生職業センター等の利用への誘導等を行い、未内定学生に対して積極的に就職に 向けた支援を実施する。

イ 未内定学生の中には、就職活動の意欲が低下している者、職業選択に迷っている者等が みられるため、個別の職業相談・カウンセリングを行う、また、個々人ごとに就職活動の ためのプラン等を作成し、計画的な就職支援を行う等、きめ細かな就職支援を行い、その就職の促進を図る。

- ウ 上記①により把握した未充足求人を有効に活用し、当該求人企業の詳細情報等の提供等 も行いながら、未内定学生に対するマッチングを積極的に実施する。
- エ 平成 16 年度から都道府県により設置・運営している「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称ジョブカフェ)と併設している学生センター等においては、当該ワンストップサービスセンターの機能も有効活用し、両者連携しつつ、大学生に対する支援を効果的に実施する。
- オ 未内定学生への就職支援に関する大学等と学生職業センター等との具体的な連携方策については、第1の4の(2)に掲げる「就職指導支援セミナー」の場を活用するほか、従来より実施している「大学等及び事業主団体等との連絡会議」等の場を活用して都道府県関係部局や大学等関係機関と検討・協議を行い、効果的な事業運営を図ること。

以下 (略)

# 表 1 - (2) -13 ジョブカフェにおける「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進」 事業の実施内容

## ○ 若年者のためのワンストップサービスセンター事業実施要領<抜粋>

## 第1 趣旨

若年者を取り巻く雇用環境については、失業率が年齢計に比べて高水準で推移するとともに、フリーターについてはいまだ多い状況にあり、若年労働者の早期離職率も高水準で推移するなど、なお厳しい状況が続いている。

このため、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、地域による若年者のためのワンストップサーピスセンター(通称ジョブカフェ。以下「センター」という。)の整備を推進することとされたところである。センターは、地方自治体と地域の企業、学校等との幅広い遼携・協力の下、地域の実情に応じた若年者に対する職業、能力開発等に関する情報提供、インターンシップ等の職業体験機会の確保、キャリア・コンサルティング、職業紹介等の雇用関連サーピスをワンストップで提供する施設として、地域による主体的な取組により、都道府県が中心となって設置するものである。

厚生労働省としては、センターの整備を推進し、地域との連携・協力による効果的な若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンターにおいて実施するとともに、都道府県の要請に応じ、公共職業安定所(以下「安定所」という。)を併設して、センターを利用する若年者に対する職業紹介事業を行うこととする。

#### 第2 若年者地域連携事業

## 1 事業の概要

地域の関係者と連携した若年者に対する職業意識形成支援関係事業及び雇用対策関連事業(職業紹介事業に該当する事業を除く。 以下同じ。)を実施するため、厚生労働省は、適切と認められる民間団体に対し、若年者地域連携事業を委託する。

#### 2 支援対象者

学生・生徒を含むおおむね35歳未満の若年者

3 事業委託団体の選定手順 (略)

## 4 事業の内容等

事業の内容及びその実施方法等については、次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの事業のうち、 希望団体が地域の実情に応じて必要なものを選定し、決定するものとする。

## (1) 職業意識形成支援関係事業

ア ジュニア・インターンシップ、職場見学、キャリア探索プログラムへの協力に関する周知 広報、実施事業所の開拓等

地域の事業主に対し、ジュニア・インターンシップ等の意義、その実施方法や留意点等に関する理解の促進を図るため、ポスターやリーフレットの作成及び配布、種々の機会を利用した事業主に対する説明、事業主からの問い合わせへの対応など地域の実情に応じた周知を行う。

また、ジュニア・インターンシップ等に関心がある事業主など実施の見込みがある事業主に対し、訪問等により、実施事業所の開拓を行うとともに、当該実施希望がある事業所について、センターや安定所を通じ、学校に対する情報提供を行う。

イ 高校生の保護者等の就職に関する意識の啓発

高校生の保護者に対し、就職問題に関する知識や関心を高め、生徒の適切な進路選択に関する理解を促進するため、セミナー等を実施する。

ウ 高等学校の進路指導担当者の知識及び能力の向上のための支援 高等学校の進路指導担当者に対し、進路指導に当たって必要な知識の習得を図るため、セミナー等を実旋する。

#### エ その他関連事業

アからウまでに掲げるもののほか、地域の実情に応じた若年者に対する職業意識形成支援 関係事業を実施する。

## (2)雇用対策関連事業

ア 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等

事業主の若年者に対する採用意欲の喚起を図るため、若年者の採用を促す幅広い広報及び 啓発を実施する。

イ 内定者に対する講習会の実施

若年者の職場定着及び職業能力の向上を図るとともに、採用時の事業主の負担を軽減し、 若年者の就職促進を図るため、採用が内定した若年者に対する講習会等を実施する。

ウ 若年者に対する企業説明会の実施

若年者の地域の事業所に関する理解を深めるため、事業主が当該事業所の事業の概要、業務の内容、求人の内容等を若年者に説明する企業説明会を開催する。

エ 若年者に対する職場実習機会の確保

地域の事業所に関する若年者の理解を深めるとともに、業務遂行に必要な実務能力の向上を図るため、若年者が実際に事業所において、業務を体験する機会を提供する。

オ 若年者による集団的就職活動の支援

センターの利用者自身によるセミナーや企業との交流会等の主体的な企画、ジョブクラブ 方式による集団的な就織活動の実践等を実施する。

カ ネットカウンセリングの実施

センターが開設するホームベージを活用し、センターへの日常的な来所が困難な若年者等

に対するカウンセリングや情報提供を実施する。

キ フリーターに対する就職支援

フリーターの常用就職に促進するため、フリーターを対象としたセミナーや、カウンセリング、職場見学会、ジョブパスポートを活用した就織支援等を実筋する。

- ク 若年労働者の職場定着促進に関する支援 若年労働者を対象とした継続就業の動機付けに資する講習や相互交流会を実施する。
- ケ ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援

同一の経済圏内において、産業構造が異なる各地域が、それぞれの特性を活かしつつ、ブロック単位でのカウンセラーや担当者による交流会の開催、産業構造が異なる地域が連携したミスマッチ解消のための面接会、同じ通勤圏内の地域による合同面接会を実施する。

コ その他関連事業

アからケまでに掲げるもののほか、地域の実情に応じた若年者に対する雇用対策関連事業を実施する。

- (3) コーディネーター等の配置
  - (1)及び(2)の事業の実施に係る責任者として、次のアからオまでに掲げる職務を行うコーディネーターを配置することができる。
  - ア 事業の企画及び実施に関する事務
  - イ 事業の実施状況の実地確認
  - ウ 事業の実施結果の取りまとめ
  - エ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
  - オ その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置する ことができるものとする。

以下 (略)

## 表 1 - (2) -14 若年者集中支援事業の実施内容

○ 若年者集中支援事業実施要領<抜粋>

平成 20 年 4 月 1 日 職発第 0401023 号 、能発第 0401023 号

(別添1)

## 若年者集中支援事業実施要領

- 1 趣旨 (略)
- 2 事業の概要

公共職業安定所(学生職業総合支援センター及び学生職業センターを含む。以下同じ。)又は都道府県が設置する若年者のためのワンストップサーピスセンター(公共職業安定所を併設する場合を含む。以下「ジョブカフェ」という)における職業相談の結果、以下の(1)の就職力ステップアップ講座の受講が望ましいと判断された者に対し、当該講座を実施する。また、当該講座終了後に就職に至らなかった者に対して職業相談を実施した結果、必要と判断した者に対し、以下の(2)

の就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練を行う。

## (1) 支援講座

以下の内容を組み合わせた10日間程度の若年者向け就職支援講座。

- 職業意識啓発
- ② コミュニケーション能力
- ③ 自己適正と仕事についての理解
- ④ 労働法についての基礎知識
- ⑤ 職業人等による講話、意見交換(企業の求める人材像等)
- ⑥ 職場·就労体験
- (7) 就職活動の心構え、ノウハウ
- ⑧ オーディション(受講生が直接求人企業等に自己 P R をする場を提供すること。)、面接の 受け方等
- ※ ⑤~⑧については、各人の希望、適性により分野(IT系、事務系等)を特定した上で実施。
- (2) 若年者向け短期委託訓練(以下「短期訓練」という。)

各都道府県における求人ニーズの高い分野について、就職先の業種を意識した1か月程度の 短期集中型訓練。

#### 3 実施体制

本事業は、都道府県及び都道府県が設置した公共職業能力開発施設(以下「能開施設」という。)が主体となって取り組むものとする。

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県又は能開施設と密接な連携のもとに、本事業の 円滑な実施が図れるよう、支援講座及び短期訓練(以下、「本講座」という。)への受講申込みの受 付、受講指示の業務等について必要な取組を行うものとする。

また、都道府県又は能開施設は、ジョブカフェに対して、下記5の(1)②、(2)から(4)及び(7)に定める業務が適切に行われるよう、協力を求めるものとする。

## 4 本事業の対象者

公共職業安定所又はジョブカフェに求職申込み又は利用登録を行っているおおむね 35 歳未満の 求職者であって、職業相談の結果、次のいずれかに該当する者で、その早期安定就労のために本事業の措置を講ずることが適切であると判断され、下記5の(6)に基づき公共職業安定所長の受講指示を受けた者又は下記5の(5)に基づき都道府県又は能開施設が受講を決定した者を対象として実施するものとする。

- ① 職務遂行のための基礎的能力の習得が不十分な者
- ② 職業意識の形成が不十分な者

ただし、高等学校、専修学校、大学・大学院、短期大学及び高等専門学校の学生生徒は本事業の 対象者としないこと。

また、本事業が若年者の早期の就職促進を図るものであることから、本講座の受講終了後において公共職業安定所又はジョブカフェにて職業相談を受けることを、本講座の受講の条件とすること。

なお、キャリア・コンサルティングを行うことのできる能開施設等において、本事業の対象とすることが適切であると認められ、上記と同様に受講の決定を受けた者については、下記5の(2)の 取扱いに留意しつつ、対象として差し支えないものとすること。

以下 (略)

図1-(2)-4 若年者を対象とした雇用対策事業の対象者と事業内容等

		Ï	- (-)	R	いに米ナリロをひな米ナヤの世界のしをひりにし	I I was a series	2 1 2 12 1		
実施主体	ヤング・ワークフ・テサド		英	安定所		学生職業セクー	都道府県	民	民間団体
事業名 (H20 年度 事業番号)	ヤンク゚ワークプラサ゚における就職 支援 (20-061)	高卒鼓職ジョプサ ポークーによる新 規学卒者等のマッ チングの支援 (20-058)	7リーケー常用就職 支援事業の推進 (20-062)	若者の就業をめ ぐる悩みに対す る専門的相談体 制の整備 (20-064)	中小企業人事担当 者との年長7リーケー との「ジョブミーティン グ」の実施 (20-067)	学生職業セケー等に おける学生等の就 職支援 (20-060)	若年者に対する効 率的な集中支援に よる就職の支援 (20-104)	地域の関係者との連 機による若年者雇用 対策の推進 (20-057)	ジョブクラプ(就職クラプ) 方式による就職の促進 (20-063)
H20 年度予 算額 (千円)	136, 243	1,043,426	311, 964	323, 923	10, 975	793, 449	103, 262	1, 719, 419	71, 545
職業相談員	フリーター常用就職オポーター (ヤンク゚ワークプアサ゚担当)	高卒 <mark>就職</mark> ジョブサ ポーター	フリーター常用就職サ ポーター	無	<b>半</b>	職業相談員 (学生担当)	半	フリーター常用就職サポー ター (地域連携)	ショフ・クラフ・コーディネーター
支援対象者	正社員での就職を希望して いるものの、「希望が明確で ない」等から自ら適切な就職 活動が行えない若年者で、次 の要件のいずれにも該当す る者 ① 常用就職を希望 する者 又は常用就職することが適 当と認められる者	中学校、高等学校 及び中等教育学校 の生徒及びこれら の学校の卒業者の うち、未就職卒業 者及び就職者	常用雇用での就職 を目指すフリーターxx 職者 (継続した就 職の経験が少な く、本支援の活用 により、常用雇用 での就職を希望す る若者 (概ね 40 歳 未満) を対象)	安定所に来所する 岩年水職者 (概ね 35歳未満) であっ て、乾職の実現に 向け、悩みや不安 の解決等心理面の 支援が重要な課題 と考えられる者等	常用就職を目指して 公共職業安定所に求 職登録する概ね 25 歳以上 35 歳未満の 者のうち、採用の可 能性が比較的高いと 考えられるにもかか わらず面接において 不採用を繰り返す者 等であって、本事業 の対象とすることに よりその常用娘職の 実現性が高まるとに 込まれる者	卒業年度の年度後半 時点において就職内 定を得ていない学生 等	安定所又はジョブカフェ におけるネトリア・コンサルデ イングの結果、当該講 座の受講が望ましい と判断された者	学生・生徒を含む概ね 35 歳未満の若年者	安定所に求職登録をしている主に年長개~で あって、安定所職員がジョブッカアにおける支援が 適当と判断した者等
中 茶內 本	やが、サーグ・すぎ、に登録した者 に対し、原則2か月間、下記 のような支援を実施 ①職業適性診断、職業がかむ が。 ②個別の状況に応じた職業 指導等 ⑤解業情報等の提供 ④ジョブ・ガデの実施 ⑤その他再就職等を容易に するための各種支援の実施	記 に関する業務、新	職業紹介担当職員 や専門相談員が、 担当制により、利 用者の課題等を踏 まえた常用雇用就 職プッを策定し、 利用者のニン、に応 びた就職支援サー・ えを提供	若年来職者における、離職時等に生じた挫折感、面接等就職活動の対人関係等に係る不安、就職後の職場の人間関係に係る不安、生活が、4の不安定さ等の改善や軽減に向けた対 アリップを実施	者による模擬面接等者による模擬面接等	「学生職業総合支援 セッー情報デール、「スシス チム」の機能を活用し た就職支援の実施、 未内定学生に対する 個別の就職支援の実 施	社会人として必要なコミニケップ能力、職業 意識の啓発、自己の 職業適性の理解、職 場・就労体験等といった職務遂行のため の基礎的能力の習 得、職業意識の形成 を目的とした別キュル を実施	職業意識形成支援関係事業(パケーシップ等の職業体験、高校生のの職業体験、高校生の保護者等の就職に関する意識の啓発等)、雇用対策関連事業(若年者の採用拡大のための広報及び啓発、若年者に対する企業説明会、職場実習機会の養低、わけが化りがの実施等)	ジョブ・ケディ 1ゲ ルーブ 当たりの参加人数の上限は10名程度とし、3か月の期間を設けており、その期間中でヤッグ・アーグ・デザ(または安定所)及び民間団体によるゲルブ・アーややはナー等を実施

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

## 表 1 - (2) -15 試行雇用奨励金の対象者

## 〇 トライアル雇用事業実施要領(厚生労働省職業安定局 平成21年4月1日)<抜粋>

- 第1 事業の内容
  - 1. 趣旨 (略)
  - 2. 事業の内容 (略)
  - 3. トライアル雇用の内容
    - (1) トライアル雇用の対象とする者

トライアル雇用の対象とする者(以下「対象者」という。)は、次のア及びイのいずれにも該当する者のうち、その職業経験、技能、知識、労働市場の状況等から判断して、これらの者の安定就業の実現や雇用機会の確保のためにはトライアル雇用を経ることが適当であると、安定所の長が認める者とする。

- ア 安定所に求職申込をしていること。
- イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 要支援者

「要支援者」 とは、常用雇用(注)への移行を前提とした一定期間の試行雇用により、 適性・能力等について求人事業主との相互理解を深めることにより、安定的な就業の場の 確保を図る必要がある者をいい、次のaからcの要件を満たす者とする。

- (注)常用雇用:雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者(以下「通常の労働者」という。)の1週間の所定労働時間と同程度であるものをいう(ただし、下記(3)のイの(7)中「60歳以上の高年齢者」及び下記(4)の「就職困難者」の1週間の所定労働時間についてはこの限りではない。)。以下同じ。
- a 次の(a)か(e)のいずれかに該当する者であること。
  - (a) 中高年齢者

トライアル雇用開始時に45歳以上であって、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保 検者であった期間が6か月以上あった者のうち、次のいずれかに該当する者。

- ① 従前に経験のない職種又は業務に就くことを希望する者。
- ② 過去の相当期間において短期間の就業及び転織を繰り返していたが、今後は長期的に安定した就業を希望する者。
- ③ その他、被扶養者を有する世帯主であるなど特に家計の状況等から一刻も早い再 就職が必要と認められる者等、中高年齢者トライアル雇用の対象とすることが必要 と認められる者。
- (b) 若年者等

トライアル雇用開始時に40歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者。

① 学卒未就職者等、職業経験のない者。

- ② 従前に経験のない職種又は業務に就くことを希望する者。
- ③ 過去の相当期間において短期間の就業及び転職を繰り返していたが、今後は長期的に安定した就業を希望する者。
- ④ 過去の相当期間において離職している者。
- ⑤ その他、就業経験や職業能力にかんがみて、安定的な職業に就くためには、若年 者等トライアル雇用の対象とすることが必要と認められる者。

以下 (略)

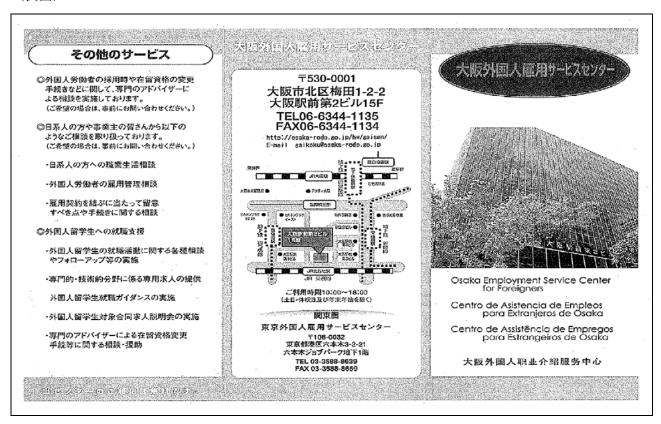
表 1 - (2) -16 試行雇用奨励金の対象拡大等に関する意見・要望

表 1 - (Z) - 10	武1] 雇用突励並の対象拡入等に関する息兄・安主
	意見・要望の内容
北海道内A社	試行雇用奨励金については、メニューが細分化されすぎていると感じる。特に
	昨今の雇用情勢を勘案すると、中高年齢者と若年者とを分ける年齢制限は必要な
	いのではないか。できるだけ試行雇用奨励金制度としてメニューを一本化してほ
	しい。
宮城県内B社	試行雇用奨励金については、中高年、若年者、季節労働者等に分かれているが、
	わかりにくいので助成制度を統一してほしい。
東京都内C社	中高年トライアル雇用奨励金は45歳以上、若年者試行雇用奨励金は40歳未満等の
	年齢制限があるが、そのような年齢制限は不要だと思う。
東京都内D社	若年者試行雇用奨励金は40歳未満、中高年トライアル雇用奨励金は45歳以上とい
	う要件があるようだが、当社のような業界は慢性的な人手不足であり、年齢要件によって
	求職対象者が除かれることのないよう、年齢制限は不要だと思う。
石川県	県知事が、トライアル雇用制度について「45歳以上は雇用保険受給資格のある
	人しか対象になっていない。(また、) 40 歳から 44 歳、何故かは知らないが、そ
	こが対象となっていない。(中略) 今の雇用状況を考えれば、年齢を問わず、雇用
	保険の受給資格のあるかないかを問わず、すべてを対象にすべきではないか」と
	厚生労働大臣に要請。
	(「生活保護制度に関する国と地方の協議(第2回)」平成21年3月厚生労働省)
東京商工会議所	トライアル雇用については、中小企業による活用が促進されるよう実施期間の
	延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度の拡充とともに、制度の周
	知広報をはかるべきである。
	(「労働政策に関する要望」平成 21 年 7 月東京商工会議所)

(注)上記のうち、個別事業主の意見・要望は、当省の調査結果による。また、石川県知事の内容は厚生 労働者が公表している生活保護制度に関する国と地方の協議(第2回)議事録、東京商工会議所の 内容は同所の公表資料によるものである。

# 図1-(2)-5 外国人労働者雇用対策事業(20-078)により大阪外国人雇用サービスセンターが作成した同センターのパンフレット

(表面)

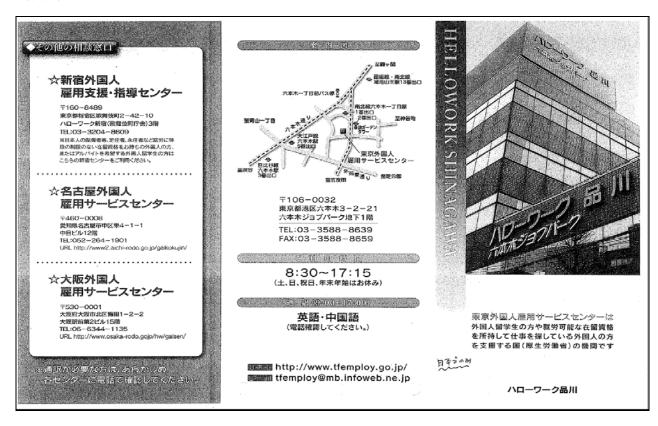


(裏面)

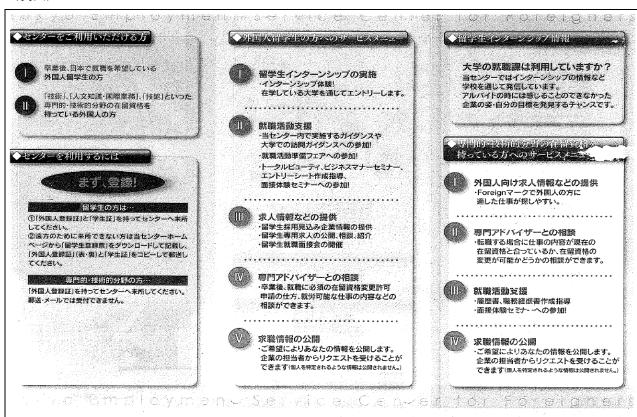


# 図1-(2)-6 外国人労働者雇用対策事業(20-078)により東京外国人雇用サービスセンターが作成した同センターのパンフレット

#### (表面)



## (裏面)



## 表 1 - (2) -17 (独)雇用・能力開発機構中期計画に定める助成金支給業務に係る処理期間 の改善目標

## 〇 独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画<抜粋>

独立行政法人雇用·能力開発機構中期計画

平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省発能第 0323008 号認可変更:平成 20 年 3 月 28 日付厚生労働省発能第 0328004 号認可変更:平成 21 年 3 月 30 日付厚生労働省発能第 0330003 号認可

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月 12 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画を定める。

平成 19年3月23日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長

前文 (略)

第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置  $1 \sim 3$  (略)

4 助成金の支給、融資等の業務については、適正支給に配慮しつつ、平均処理期間(申請書の受付から支給等の決定までの期間)が特に長い助成金等について平均処理期間を短縮することとし、中期目標期間の最終年度までに、1件当たりの平均処理期期間を平成18年度実績と比べて5%以上短縮する。

以下 (略)